

酪農教育ファーム推進委員会設置要領

平成28年 3月31日

令和2年 7月9日改正

酪農教育ファーム推進委員会

1. 目的

酪農生産現場である牧場を舞台にし、そこに生きる動物や植物、牧場で暮らし生産活動を営む人々との交流を通じた教育活動は、学校教育や地域の教育的活動の中から、また酪農生産現場の中から、自然発生的に生まれ、子どもたちが主体的に学ぶ小学校教育への「総合的な学習の時間」の導入及び酪農教育ファーム認証制度の創設などを契機に、全国的な広がりを見せた。

教育現場においては、平成28年度に改訂された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領で、「知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するとともに、道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成する」とされ、酪農教育の益々の可能性が示された。

一方、わが国酪農においては、教育現場同様、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえた対応をはじめとした課題が山積している。そういった状況の中で、産業としての酪農の価値向上を図り、新規就農者や後継者、理解者や応援団といった仲間を増やすという観点からも、酪農家の生き方や酪農及び生乳の特性等について生活者に直接伝えることができる酪農教育ファーム活動を推進することは、今後、益々重要となると思われる。

このため、以下により「酪農教育ファーム推進委員会」を設置し、各地域での酪農教育ファームの取組を推進する。

2. 推進委員会が推進する「酪農教育ファーム」

推進委員会が、推進する「酪農教育ファーム」とは、各地域における『酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する』ための取組とする。

3. 推進委員会の活動内容

推進委員会は、以下の活動を実施する。

- (1) 学校教育及び地域教育等における「酪農教育」プログラム及び教育ツールの研究・開発とその普及・啓発活動
- (2) 「酪農教育ファーム認証制度」及び「酪農教育ファームファシリテーター認証制度」の運用、普及・啓発活動
- (3) 酪農教育ファーム認証牧場等における教育プログラムの研究・開発、指導・実施マニュアル、支援ツール等の作成、提供。
- (4) 酪農教育ファーム認証牧場等での取り組みの普及・啓発活動
- (5) 酪農教育ファームに係る国内外の情報収集及び関係機関等の協力・連携、収集情報等の啓発・普及活動

(6) その他、酪農教育ファームの推進に必要な事項

4. 推進委員会の構成

推進委員会は、全国段階及び地域段階におくこととし、それぞれの構成は、以下のとおりとする。

(1) 全国推進委員会

以下の者より構成することとし、一般社団法人中央酪農会議会長が委嘱することとし、その任期は2年間とする。

- ① 教育関係者
- ② 酪農家
- ③ 酪農関係組織役・職員
- ④ 学識経験者

(2) 地域推進委員会

以下の地域に設置することとし、委員の構成、開催・運営については、それぞれの地域毎に定めることとする。

- ① 北海道
- ② 東北
- ③ 関東
- ④ 北陸
- ⑤ 東海
- ⑥ 近畿
- ⑦ 中国
- ⑧ 四国
- ⑨ 九州

5. 推進委員会の開催・運営

- (1) 推進委員会は、年1回の定例会議を開催するほか、必要に応じて開催する。
- (2) 推進委員会は、委員長1名、副委員長1名を互選により選任する。
- (3) 推進委員会の議事は、委員長が進行することとし、委員長不在の場合は、副委員長がこれに当たる。
- (4) 推進委員会の事務局は、一般社団法人 中央酪農会議に設置する。

6. 顧問

- (1) 推進委員会は、顧問を置くことができる。
- (2) 顧問は、3の推進委員会の活動内容に関し学識経験のある者のうちから、一般社団法人中央酪農会議会長が委嘱する。
- (3) 顧問は、委員長から要請があったときは、委員会の会議に出席し、推進委員会の活動に関する助言及び協力を行う。

7. その他

- (1) 本要領の改正は、全国推進委員会の協議により行う。
- (2) 上記のほか、推進委員会の運営等に必要な事項は、中央酪農会議会長が別に定めることができる。